

条 例 議 案 の 概 要

—令和6年3月定例会—
(追加議案)

目 次

議案第 52 号 盛岡市社会福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

議案第 53 号 盛岡市介護保険条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

議案第 52 号

盛岡市社会福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例について

1 制定の趣旨

法律の規定により条例で定めることとされている社会福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準等について、市が独自に定める基準を明確化することにより、事業者の業務の省力化に資そうとするとともに、福祉行政の円滑な運営を図ろうとするものである。

2 条例の内容

法律の規定により省令等に基づいて条例で定めることとなっている「社会福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準」全28条例のうち、今回根拠となる省令等の改正等により、改正等の対象となる23の基準条例について、省令等の規定に準じて改正等をしようとするもの。

また、全28条例を整理して「盛岡市社会福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例」として制定しようとするもの。

3 施行期日

令和6年4月1日

【別紙】 本件条例制定に伴い廃止する条例一覧

	条例名
1	盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成24年条例第50号)
2	盛岡市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成24年条例第51号)
3	盛岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例 (平成24年条例第52号)
4	盛岡市地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例 (平成24年条例第53号)
5	盛岡市福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例 (平成24年条例第54号)
6	盛岡市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成24年条例第55号)
7	盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例 (平成24年条例第56号)
8	盛岡市婦人保護施設の設備及び運営の基準を定める条例 (平成24年条例第57号)
9	盛岡市救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設等の設備及び運営の基準を定める条例 (平成24年条例第58号)
10	盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例 (平成24年条例第59号)
11	盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例 (平成24年条例第60号)
12	盛岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例 (平成24年条例第61号)
13	盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成24年条例第62号)
14	盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 (平成24年条例第63号)
15	盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成24年条例第64号)
16	盛岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 (平成24年条例第65号)
17	盛岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成24年条例第66号)
18	盛岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例 (平成24年条例第67号)
19	盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例 (平成26年条例第33号)
20	盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例 (平成26年条例第34号)

21	盛岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を定める条例（平成26年条例第35号）
22	盛岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年条例第37号）
23	盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年条例第49号）
24	盛岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年条例第50号）
25	盛岡市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例（平成26年条例第51号）
26	盛岡市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第25号）
27	盛岡市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準を定める条例（令和2年条例第15号）
28	盛岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和2年条例第16号）

議案第 53 号

盛岡市介護保険条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

令和6年度から令和8年度までの介護保険料の保険料率を定めようとするものである。

2 改正の内容

令和6年度からの「高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」における介護保険料の基準月額について、令和6年度から令和8年度における第1号被保険者の介護保険料の各所得段階区分及び保険料率の年額を別表のように定める。

3 施行期日

令和6年4月1日

別表

段階区分	対象者	保険料基準額 月額	料率	月額	年額
第1段階	・生活保護又は中国残留邦人等支援給付を受けている人 ・高齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の人 ・世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入＋合計所得金額が80万円以下の人	6,267 円	0.285 ※注 (0.455)	1,786円 (2,851円)	21,400円 (34,200円)
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入＋合計所得金額が80万円を超え120万円以下の人		0.435 ※注 (0.635)	2,726円 (3,980円)	32,700円 (47,800円)
第3段階	・本人及び世帯全員が住民税非課税で、第1段階、第2段階以外の人		0.685 ※注 (0.690)	4,293円 (4,324円)	51,500円 (51,900円)
第4段階	・本人は住民税非課税だが、同じ世帯に住民税課税者があり、本人の課税年金収入＋合計所得金額が80万円以下の人		0.85	5,327円	63,900円
第5段階	・本人は住民税非課税だが、同じ世帯に住民税課税者があり、本人の課税年金収入＋合計所得金額が80万円を超える人		1.00	6,267円	75,200円
第6段階	・本人に住民税が課税され、前年中の合計所得金額が120万円未満の人		1.20	7,520円	90,200円
第7段階	・本人に住民税が課税され、前年中の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人		1.30	8,147円	97,800円
第8段階	・本人に住民税が課税され、前年中の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人		1.50	9,401円	112,800円
第9段階	・本人に住民税が課税され、前年中の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人		1.70	10,654円	127,800円
第10段階	・本人に住民税が課税され、前年中の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人		1.90	11,907円	142,900円
第11段階	・本人に住民税が課税され、前年中の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人		2.10	13,161円	157,900円
第12段階	・本人に住民税が課税され、前年中の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人		2.30	14,414円	173,000円
第13段階	・本人に住民税が課税され、前年中の合計所得金額が720万円以上の人		2.40	15,041円	180,500円

※注：本表の第1～3段階の括弧書きは、本来徴収すべき介護保険料の料率で、公費による保険料軽減前のものである。

盛岡市介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市介護保険条例 平成12年3月30日条例第26号 改正 略 令和6年3月 日条例第 号 盛岡市介護保険条例 目次並びに第1条及び第2条 略 (保険料率) 第3条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 3万4,200円 (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 4万7,800円 (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 5万1,900円 (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 6万3,900円 (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 7万5,200円 (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 9万200円 (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 9万7,800円 (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 11万2,800円 (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 12万7,800円 (10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 14万2,900円 (11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 15万7,900円 (12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 17万3,000円 (13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 18万500円 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定</p>	<p>○盛岡市介護保険条例 平成12年3月30日条例第26号 改正 略 盛岡市介護保険条例 目次並びに第1条及び第2条 略 (保険料率) 第3条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 3万7,000円 (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 5万1,900円 (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 5万5,600円 (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 6万3,000円 (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 7万4,100円 (6) 次のいずれかに該当する者 8万8,900円 ア 各年度分の保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。）が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。以下この項において同じ。）、次号イ、第8号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。） (7) 次のいずれかに該当する者 9万6,300円 ア 各年度分の保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が210万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ、次号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。） (8) 次のいずれかに該当する者 11万1,100円 ア 各年度分の保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が320万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ、次号イ又は第10号イに該当する者を除く。） (9) 次のいずれかに該当する者 12万5,900円 ア 各年度分の保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ又は次号イに該当する者を除く。） (10) 次のいずれかに該当する者 14万4,500円 ア 各年度分の保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が700万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イに該当する者を除く。） (11) 前各号のいずれにも該当しない者 15万5,600円 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定</p>

改正後	改正前
<p>にかかわらず、2万1,400円とする。</p> <p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、3万2,700円とする。</p> <p>4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、5万1,500円とする。</p> <p>第4条及び第5条 略 (賦課期日後に第1号被保険者の資格の取得、喪失等があった場合の取扱い)</p> <p>第6条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、当該第1号被保険者の資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、当該第1号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号に規定する市町村民税世帯非課税者に係る者を除く。)、口若しくはニ、第2号口、第3号口、第4号口、第5号口、第6号口、第7号口、第8号口、第9号口、第10号口、第11号口又は第12号口に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した保険料の額及び当該該当するに至った日の属する月から同項第1号から第12号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>第7条から第9条まで 略 (保険料の徴収猶予)</p> <p>第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限って徴収猶予することができる。</p> <p>(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたこと。</p> <p>(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。</p> <p>(3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。</p> <p>(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、やむを得ない事情により保険料の納付が著しく困難なこと。</p> <p>2 前項の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所</p> <p>(2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期又は当該保険料の徴収に係る法第135条第6項に規定する特別徴収対象年金給付(以下「特別徴収対象年金給付」という。)の支払に係る月</p> <p>(3) 徴収猶予を必要とする理由</p> <p>第11条から第20条まで 略 (所掌事務)</p> <p>第21条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 包括支援センターが担当する区域の設定、包括支援センターの設置、変更及び廃止並びに包括支援センターの業務の委託に関すること。</p> <p>(2) 包括支援センターの業務の受託者による指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。)の実施に関</p>	<p>にかかわらず、2万2,200円とする。</p> <p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、3万3,300円とする。</p> <p>4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、5万1,900円とする。</p> <p>第4条及び第5条 略 (賦課期日後に第1号被保険者の資格の取得、喪失等があった場合の取扱い)</p> <p>第6条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、当該第1号被保険者の資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、当該第1号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号に規定する市町村民税世帯非課税者に係る者を除く。)、口若しくはハ、第2号口、第3号口、第4号口、第5号口又は第6号口に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した保険料の額及び当該該当するに至った日の属する月から同項第1号から第6号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>第7条から第9条まで 略 (保険料の徴収猶予)</p> <p>第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限って徴収猶予することができる。</p> <p>(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたこと。</p> <p>(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。</p> <p>(3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。</p> <p>(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、やむを得ない事情により保険料の納付が著しく困難なこと。</p> <p>2 前項の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所</p> <p>(2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期又は当該保険料の徴収に係る法第135条第3項に規定する特別徴収対象年金給付(以下「特別徴収対象年金給付」という。)の支払に係る月</p> <p>(3) 徴収猶予を必要とする理由</p> <p>第11条から第20条まで 略 (所掌事務)</p> <p>第21条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 包括支援センターが担当する区域の設定、包括支援センターの設置、変更及び廃止並びに包括支援センターの業務の委託に関すること。</p> <p>(2) 包括支援センターの業務の受託者による指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。)の実施に関</p>

改正後	改正前
<p>すること。</p> <p>(3) 法第115条の23第3項の規定に基づき包括支援センターが指定介護予防支援の一部を委託することができる指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）の選定に関すること。</p> <p>(4) 法第115条の46第7項の規定による包括的支援事業の効果的な実施のための関係者との連携に関すること。</p> <p>(5) 法第115条の47第1項の包括的支援事業の実施に係る方針に関すること。</p> <p>(6) 法第115条の47第6項の規定に基づき包括支援センターが法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業の一部を委託することができる指定居宅介護支援事業者の選定に関すること。</p> <p>(7) 包括支援センターの事業内容の評価に関すること。</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営に関して必要と認める事項に関すること。</p> <p>第22条から第32条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則 (令和6年条例第 号)</p> <p>1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の盛岡市介護保険条例第3条の規定は、令和6年度以後の年度分の介護保険料について適用し、令和5年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。</p>	<p>すること。</p> <p>(3) 法第115条の23第3項の規定に基づき包括支援センターが指定介護予防支援の一部を委託することができる指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）の選定に関すること。</p> <p>(4) 法第115条の46第7項の規定による包括的支援事業の効果的な実施のための関係者との連携に関すること。</p> <p>(5) 法第115条の47第1項の包括的支援事業の実施に係る方針に関すること。</p> <p>(6) 法第115条の47第5項の規定に基づき包括支援センターが法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業の一部を委託することができる指定居宅介護支援事業者の選定に関すること。</p> <p>(7) 包括支援センターの事業内容の評価に関すること。</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営に関して必要と認める事項に関すること。</p> <p>第22条から第32条まで 略</p> <p>附 則 略</p>